

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

平成30年の年末調整の変更点

今月のFAXニュースは平成30年の年末調整についてです。この時期になると、保険会社から保険料控証明書が届きますので、年末調整を意識されることだと思います。今年の年末調整から配偶者控除・配偶者特別控除の税制改正の影響で、提出を受ける資料や配偶者控除に変更がありました。

年末調整の変更点について

1. 源泉徴収票のフォーマットの変更
2. 提出を受ける控除申告書が2枚から3枚に変更
3. ネット発行の控除証明書も使用可能に
1については、特段気にする必要のない変更になります。3については、今までハガキで送られてきた控除証明書の代わりに、国税庁のHPで、保険会社より交付を受けたXMLデータから「QRコード付控除証明書」を作成、印刷し、代用できるようになりました。今回の大きな変更点としては、2の従業員から提出を受ける控除申告書が2枚から3枚になったことです。

控除申告書の変更点

平成29年の年末調整までは、従業員から「扶養控除等申告書」、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」の2枚の申告書を提出いただいております。平成30年の年末調整より「扶養控除等申告書」は変わりなく、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」が新たに「保険料控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の2枚となり、最大で3枚の控除申告書を提出いただくこととなります。

提出のパターンをまとめると、図の4パターンとなります。

控除申告書	扶養	配偶者	保険料
①	○	—	—
②	○	—	○
③	○	○	—
④	○	○	○

扶養控除申告書は今までどおり全員提出になります。（源泉徴収を乙欄でしている方を除く）

- ① 扶養控除申告書のみ提出
配偶者控除、配偶者特別控除を受けない方で、保険料等の控除がない方
（下記のいずれかに該当する方）
 - ・ 独身者
 - ・ 年末調整を受ける方の合計所得金額が1,000万1円以上
（給与のみの場合 収入で1,220万1円以上）
 - ・ 配偶者の合計所得金額が123万1円以上
（給与のみ場合 収入で201万6千円以上）
- ② 扶養控除申告書、保険料控除申告書を提出
配偶者控除、配偶者特別控除を受けない方で、保険料等の控除がある方
 - ①と同じで、保険料の控除がある方になります。
- ③ 扶養控除申告書、配偶者控除申告書を提出
配偶者控除、配偶者特別控除を受け、保険料控除のない方
（下記の全ての要件を満たす方）
 - ・ 既婚者
 - ・ 年末調整を受ける方の合計所得金額が1,000万以下
（給与のみの場合 収入で1,220万円以下）
 - ・ 配偶者の合計所得金額が123万円以下
（給与のみ場合 収入で201万6千円未満）

④ 扶養控除申告書、配偶者控除申告書、保険料控除申告書のいずれも提出

③と同じで、保険料の控除がある方になります。

注意点としては、配偶者特別控除を受ける方だけではなく、配偶者控除を受ける方も配偶者控除申告書の提出が必要な点になります。

配偶者控除、配偶者特別控除の控除額

今年より配偶者控除、配偶者特別控除が拡大されました。配偶者控除では、103万円以内とされていた収入が150万円まで拡大され、配偶者特別控除は、150万円超201万6千円以下まで受けられるようになりました。一方で、控除を受ける本人の収入が1,220万円以上の場合、配偶者の年収にかかわらず、配偶者控除、配偶者特別控除のいずれも受けることができなくなりました。

配偶者特別控除（収入ベース）

	本人収入	本人収入	本人収入
配偶者収入	1,120万以下	1,170万以下	1,220万以下
150万以下	38万	26万	13万
155万以下	36万	24万	12万
160万以下	31万	21万	11万
166.8万以下	26万	18万	9万
175.2万以下	21万	14万	7万
183.2万以下	16万	11万	6万
190.4万以下	11万	8万	4万
197.2万以下	6万	4万	2万
201.6万以下	3万	2万	1万

また、配偶者以外の扶養者（子供や親など）については変更されていませんので、従来どおり

収入が103万円以下でないといけませんのでご注意ください。

控除申告書の記載

扶養控除申告書、保険料控除申告書については今までと記載方法に変更はありません。

配偶者控除申告書には、年末調整を受ける方の合計所得金額の見積額を計算するために、収入、所得金額を書いていただく必要があります。配偶者の合計所得金額の見積額についても同様になります。ただし、記載していただいた見積額はあくまでも提出時点の数字のため、実際の所得金額と差異が出てしまい、配偶者控除、配偶者特別控除の額が変更になる可能性があります。その場合の対応は下記となります。

① 納付した税額が過大のため還付となる場合

源泉徴収票の作成前に変更が判明すれば、会社側で再年末調整をしていただくか、ご本人に確定申告をしていただくかのどちらかになります。作成後の場合には、ご本人に確定申告をしていただくこととなります。

② 納付した税額が不足のため納付となる場合

取り扱いは②と同様になります。

②の納付税額が不足している場合で、再年末調整、確定申告をしなかった時には、後日、税務署から控除額の誤りの通知が会社に届きます。一方で、①の過大に納税している場合には、通知は来ませんのでご注意ください。

見積額と実際額に差額があった場合には、できるだけ報告していただけるよう、社員の方にお知らせ下さい。

何か疑問点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。以上